デジタルを活用した観光マーケティング事業業務委託　仕様書

１　業務名

　　デジタルを活用した観光マーケティング事業

２　業務の目的

　　本事業では、利用者が急拡大する動画配信サービスを活用した観光プロモーションを展開するとともに、広告配信の効果検証を実施するため、広告視聴者の動向を調査・分析し、費用対効果の高い広告配信の在り方を探る。

また、新たな旅行者層の発掘や、来訪見込みの高い消費者へのアプローチを効果的に行い、本市へのさらなる集客を図る。

併せて、ＳＮＳを活用した動画配信及び効果検証を行い、効果的な観光プロモーションを実施するとともに、結果をＳＮＳにおける今後のターゲティングに活用する。

３　委託期間

　　契約締結日から令和６年３月２７日（水）まで

４　業務内容

　　受託者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。

（１）業務遂行体制の構築・管理及び制作物等について

　　ア　受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書及び工程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

　　イ　本業務にて使用する制作物等の制作費、肖像権及び著作権についての必要な手続き、出演・協力者及び撮影地への交渉や許可申請、使用・出演料及び交通費含む謝礼等の本事業遂行に係る調整及び費用は全て委託費に含む。

（２）Google広告配信と来訪計測

ア　動画配信サイトYouTubeにおいて、動画広告の配信を行う。動画は、以下の既存のものを使用すること。

　　　　①SOUND TRAVEL　「ニシタチ編」「青島編」

　 ②宮崎食堂ムービー　「一人旅編」「女子旅編」「家族旅編」

イ　広告からは、それぞれ以下のウェブサイトへ誘導するよう設定すること。また、配信時期やターゲットの設定、割合については、以下の来訪計測を行うことを想定し、委託者と協議の上で決定すること。

①SOUND TRAVEL　「GOOD LUCK TRIP」（宮崎紹介ページ）

青島編　<https://www.gltjp.com/ja/article/item/20284/>

ニシタチ編　<https://www.gltjp.com/ja/article/item/20285/>

②宮崎食堂ムービー　「宮崎食堂」公式ＨＰページ

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/miyazaki-shokudo/>

ウ　広告配信にあたっては、最低180万回視聴、又は同等の効果をもたらすこととし、視聴単価などについても、事前に委託者と共有を図ること。

エ　広告配信にあたっては、位置情報提供サービスと連携させ、広告を配信したユーザーのうち、実際に市内の特定スポットを来訪した人数を、対象スポット別・ユーザーの属性別に測定する工夫をすること。なお、計測スポットは、交通結節点や主要観光エリア等を含めることとし、詳細は委託者と協議の上設定すること。

オ　計測にあたり個別の観光事業者等との調整や、計測スポットの設定、登録作業等が必要な場合は、受託者側で調整の上適切に実施すること。また、計測対象のユーザー属性はセグメントを委託者と協議の上で設定することとし、（２）の分析に資するようにすること。利用する位置情報提供サービスの種類は、具体的に提案に含めること。また、確実に来訪者の計測ができるよう適切に設定を行うこと。

（３）分析・効果検証

ア　来訪計測の結果については、業務実施期間中に適宜、改善提案等を含めた実施レポートとして委託者に報告をすること。また、ブランドリフト調査及びサーチリフト調査を併せて実施すること。

イ　来訪計測の結果を他の観光関係データ等と組み合わせて分析し、事業実施期間終了後は、広告の効果検証に関するレポートを業務完了報告書として作成し、委託者に提出すること。なお、必要な報告事項については、委託者と協議の上設定すること。

ウ　事業完了報告書に加え、結果を踏まえた次年度以降の広告配信の方法（ターゲット、配信時期、動画内容）や広告効果に関する新たな検証テーマ、広告運用に関する助言及び設定すべきKPI値等について具体的な提案を行うこと。

エ　Google広告の運用を行う際は、リマーケティングリストを広告配信前に提案し、リスト作成のためにGoogle広告アカウントにYouTubeチャンネルを紐づけ、保存期間540日のリマーケティングリストを作成すること。また、（今回の事業についてはMCCは用いないが）将来的に、配信元のGoogle広告アカウントを委託者が指定するMCC（マイクライアントセンター）のアカウントにリンクさせることができるようにすること。

（４）ＳＮＳ（TikTok）を活用した動画配信

ア　動画制作・配信にあたり、コンセプト設計・戦略を策定し、TikTokに投稿する動画・静止画コンテンツの企画・提案を行うこと。動画制作の目的を十分に理解し、単に観光スポットを紹介するなど紋切り型の企画とすることなく、ターゲットに対して本市への来訪意欲を喚起するような訴求力の高い企画及び映像となるよう工夫すること。なお、事業効果を最大限に引き出すため、視聴者（ユーザー）とのエンゲージメントを高める工夫について提案すること。

イ　TikTokに投稿する動画・静止画コンテンツの編集・制作（TikTokerのキャスティングを含む）を行うとともに、想定する用途に応じた適切な解像度、アスペクト比により作成すること。また、映像制作に必要な資料、映像等をできる限り多く収集すること。

ウ　投稿にあたっては、ハッシュタグの選定・投稿文を作成するとともに、最適な時期・内容を事前に委託者と協議の上、投稿及び投稿に対するいいね、コメントへの返信について、受託者の代行にて行うこと。

エ　動画の使用期間は、無期限で使用できるように配慮すること。

オ　映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に対し書面により出演の許諾を得ること。また、タレントや音楽等の契約や著作権等が発生する場合でも、無期限の使用に支障が無いようにすること。なお、次年度以降に契約の更新料等が発生する場合には、受託者の責任において費用負担すること。

　　カ　業務実施期間中は月次報告を行うこと。また、事業実施期間終了後は、投稿結果及び運用結果の分析等に関するレポートを業務完了報告書として作成し委託者に提出すること。なお、必要な報告事項については、委託者と協議の上設定すること。

キ　事業完了報告書に加え、結果を踏まえた次年度以降の広告配信の方法（ターゲット、配信時期、動画内容）や広告効果に関する新たな検証テーマ、広告運用に関する助言及び設定すべきKPI値等について具体的な提案を行うこと。

５　事業スケジュール

　　規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事業スケジュールを作成し提案する　こと。なお、各業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

６　個人情報の取り扱い

　　本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

７　成果物

　　受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

（１）事業実績報告書（正本、副本、各１部）を提出すること。

　　　なお、本事業で得た各種数値データ及び動画制作に使用した映像や写真データ等を保存した非圧縮マスターデータ（HDD等）を提出すること

（２）数値のデータだけではなく、事業期間の振り返りの考察を記載した、次年度向けの提案書（正本、副本、各１部）を提出すること。

（３）本業務で制作した動画の記録媒体を、ＤＶＤ（ＰＡＬ形式、ＮＴＳＣ形式）・ブルーレイで盤面印刷含む各２枚提出すること。なお、動画の形式はＭＰＥＧやＷＭＶなど、複数のフォーマットに変換したデータとすること。

８　成果物の権利関係

（１）本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。

（２）成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

９　留意事項

（１）受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（２） 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

（３）受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

（４）受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

（５）受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

（６）本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。また、本市及び本市が認めるものが使用するために必要な範囲内において、全部又は一部の編集及び改変（トリミング等の加工含む）や複製を行うことができるものとする。

（７）電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

（８）受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

（９）受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

1０　協議

　　　この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。